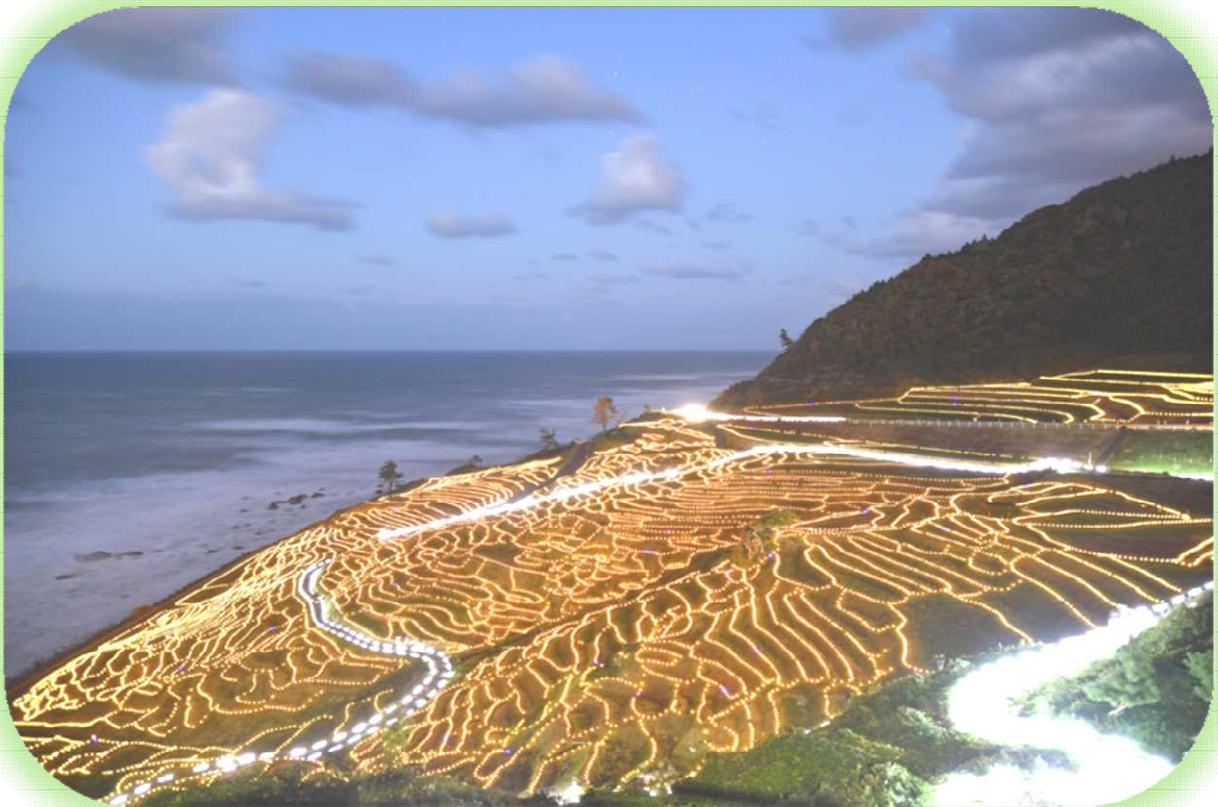


## 第4次輪島市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

### 概要版



世界農業遺産「能登の里山里海」を代表する「白米の千枚田」を、太陽光により発電し自動点灯するLED電球25,000個で装飾した、夜を彩る壮大な輝きが魅了するイルミネーションイベント「あぜのきらめき」は、自然景観と再エネ、観光が共生する本市の代表的な再エネ活用事例

2023（令和5）年3月改定

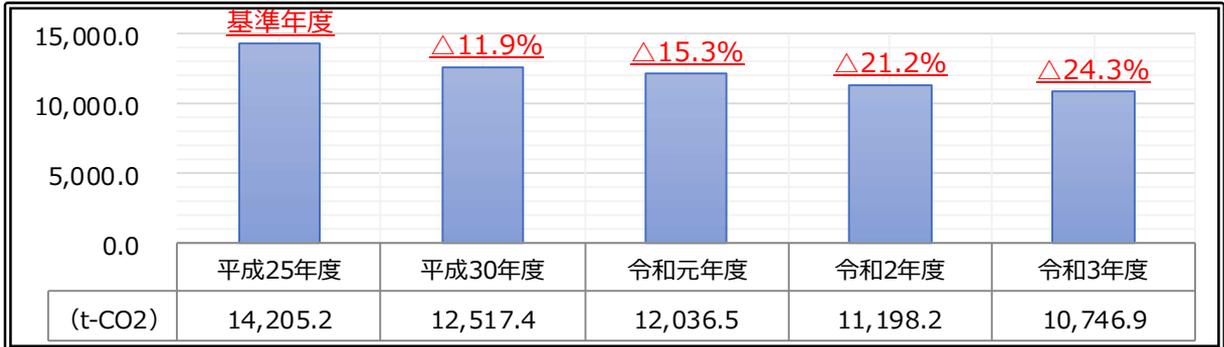
輪島市

## 1. 経緯

本市は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）」第 21 条第 1 項に基づき、平成 14 年 3 月に「輪島市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、以降、第 4 次計画（平成 30 年度策定、「目標年度」令和 12 年度）まで策定している。

こうした中、2021（令和 3）年 10 月に温対法に基づく国の地球温暖化対策計画が改定され、基準年度（平成 25 年度）に対する令和 12 年度の温室効果ガス削減目標が新たに示されたことから、それに即して「第 4 次輪島市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を改定する。

## 2. 総排出量の推移



## 3. 要因別排出量による比較

温室効果ガス区分	排出要因	CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )		増減 (%)	
		平成 25 年度	令和 3 年度		
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	施設運営に伴うエネルギー使用	電気	10,741.9	8,007.8	△25.5
		燃料	2,946.0	2,259.4	△23.3
	公用車の利用に伴う燃料	281.8	270.6	△4.0	
非エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 、CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O	一般廃棄物の焼却、下水・し尿の処理、自動車の走行	233.7	207.2	△11.3	
HFC 等フロン類	自動車の走行	1.8	1.9	5.6	
合計		14,205.2	10,746.9	△24.3	

## 4. 温室効果ガス削減目標

国の地球温暖化対策計画による部門ごとの削減率を適用し、本市第 4 次計画の温室効果ガス排出量を基準年度比 40%から 50%に削減する目標に改定する。

温室効果ガス区分	《国の計画》削減目標 (%)		《基準年度》平成 25 年度排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	《市の計画》削減目標 (%)		《目標年度》令和 12 年度排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	
	旧	新		旧	新		
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	施設運営に伴うエネルギー使用	△40	△51	13,687.9	-	△51	6,707.1
	公用車の利用に伴う燃料使用	△27	△35	281.8	-	△35	183.2
非エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 、CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O	△8	△14	233.7	-	△14	201.0	
HFC 等フロン類	△25	△44	1.8	-	0	1.8	
区分ごとの合計	-	-	14,205.2	△40	△50	7,093.1	

## 5. 温室効果ガス削減の取り組み

### (1) 職員による実践行動・施設管理

#### ①省エネルギー行動の推進（別表 1～5）

日々の業務における職員の意識・行動は、非常に重要な要素であることから、お昼休み消灯やエコドライブなど、職員一人一人の環境配慮行動を推進する。

#### ②エネルギー管理の徹底（別表 6～11）

施設を一事業所としてとらえ、各施設におけるエネルギー使用量を把握し、そのデータの分析と問題点の抽出、次の取り組みへの反映を行い、環境に配慮した施設管理に取り組む。

### (2) 施設・設備などの省エネルギー化

#### ①省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入（別表 12）

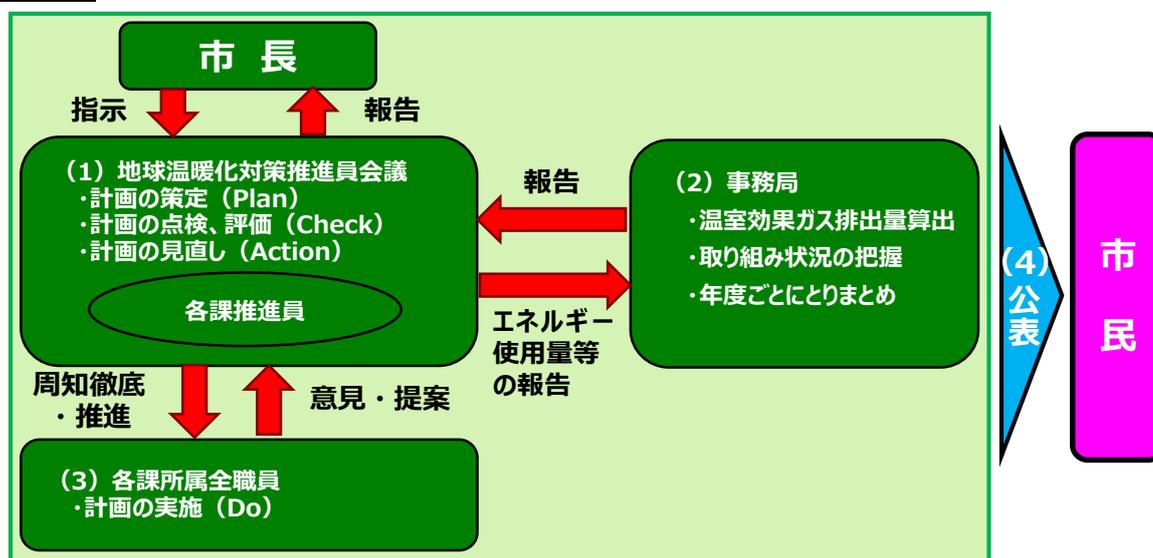
新たに建設される施設や改修等を行う公共施設に対し、経済的視点とその効果を検討したうえで、高効率の照明や空調などの省エネルギー設備や太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー設備の導入、または再生可能エネルギー由来電力の導入を推進する。

### (3) 吸収源としての森林整備の推進

#### ①市が管理する森林の整備推進（別表 13）

森林が有する二酸化炭素吸収機能を高めるためには、伐採、植林等による適正な維持管理が不可欠となっている。市全域の森林計画による森林面積は、市総土地面積の約76%に及ぶ32,548haであり、この地域特性を活かし、広葉樹植栽や森林の主伐・間伐など適時、適切な管理や整備を進め、森林の二酸化炭素吸収機能の向上を図る。

## 6. 推進体制



## 7. 点検・評価の手法

### (1) 温室効果ガス排出量の把握

各課の担当者は月毎に燃料、電気等の使用量を把握し、6ヶ月毎に事務局へ報告してもらう。事務局はその報告に基づいて温室効果ガス排出量を算出し把握するとともに、必要により関係課及び各課に対策の検討を依頼する。

### (2) 計画に掲げた行動の取り組み状況の把握

計画に掲げた行動に対する実施状況は、定期的にアンケートなどを行うことにより把握する。